

「都の連携団体」として協定を締結するにあたり、実地確認する主な事項（案）

資料5-2

団体の理念、活動の拠点

支援内容や支援活動の対象者、利用環境、利用者・支援員の様子、支援の活動範囲

利用料等を徴収している場合、その金額が支援内容に対して著しく過大でないこと

当事者や家族、きょうだい等の基本的人権を尊重していること

安全対策（利用者、支援員双方の安全確保のための具体的な対策）

個人情報の管理状況

情報公開の状況

他機関や区市町村等との連携状況

上記以外のことでガイドラインの理念に沿っていること

その他、対象除外項目に該当しないこと

など

実施資格及び対象除外項目（現行）

東京都ひきこもり等の若者支援プログラム実施規程

3 実施資格

支援事業を登録制度に登録しようとする支援団体は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 都内に活動拠点がある支援団体であること。
- (2) 法令等を遵守していること。
 - ア 法令等に違反する事実がないこと。
 - イ 納期の到来している税金の滞納がないこと。
 - ウ 公的機関等との契約における違反がないこと。
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
 - オ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする団体でないこと。
 - カ 暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体でないこと。

「都の連携団体」
対象除外項目へ（案）

4 対象から除外される事業

次に掲げる事業は、登録制度に登録する支援事業（以下「登録事業」という。）の対象には含まない。

- (1) 法令等に違反する事業
- (2) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある事業
- (3) 政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする事業
- (4) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする事業
- (5) 営利を目的とする事業
- (6) 都や他の団体に対する陳情・要望を目的とする事業
- (7) その他、都が登録することが社会通念上適当でないと考えられる事業

「都の連携団体」
対象除外項目へ（案）